

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県
農業委員会名：上天草市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) | |
|--------|-----|-------------------|-----|-----------|-----|
| 総農家数 | 894 | 農業就業者数 | 758 | 認定農業者 | 131 |
| 自給的農家数 | 465 | 女性 | 341 | 基本構想水準到達者 | 1 |
| 販売農家数 | 429 | 40代以下 | 67 | 認定新規就農者 | 3 |
| 主業農家数 | 150 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 | | 農業参入法人 | 0 |
| 準主業農家数 | 60 | | | 集落営農経営 | 2 |
| 副業的農家数 | 219 | | | 特定農業団体 | 0 |
| | | | | 集落営農組織 | 2 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 605 | 602 | - | - | - | 1,210 |
| 経営耕地面積 | 284 | 214 | 130 | 59 | 25 | 498 |
| 遊休農地面積 | 146 | 220 | - | - | - | 366 |
| 農地台帳面積 | 776 | 1,774 | - | - | - | 2,550 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2 年 3 月 30 日

| | 農業委員 | | 定数 | 実数 | 地区数 |
|------------|------|----|----|----|-----|
| | 定数 | 実数 | | | |
| 農業委員数 | 11 | 11 | | | |
| 認定農業者 | - | 6 | | | |
| 認定農業者に準ずる者 | - | | | | |
| 女性 | - | 2 | | | |
| 40代以下 | - | | | | |
| 中立委員 | - | 1 | | | |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|--------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 1,210 ha | 371.57 ha | 30.7 % |
| 課 題 | 農産物価格の低迷や有害鳥獣被害等で経営環境は厳しくなっており、農業従事者の減少や高齢化が進んでいる。農政担当課と連携して認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について理解を得て、担い手の確保や認定農業者の育成を進めていく必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|--|------------------|-------|
| 目 標 | 集積面積 | 374 ha (うち新規集積面積 | 1 ha) |
| | 目標設定の考え方:農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標の達成のため毎年2haの集積を目標としており、農政担当課と連携し目標達成を目指す。 | | |
| 活動計画 | 年間を通じて、貸付・借受希望の農業者等へ利用権設定の制度及び農地中間管理事業の制度の周知を行う。既に利用権設定の制度を認識している農業者が多いため、農地中間管理事業の制度周知により力を入れるとともに、積極的な活用を図る。 | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 0 経営体 | 0 経営体 |
| | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 課 題 | 農産物価格の低迷や、流通、販売環境の変化で、経営環境は厳しくなっており、農業従事者の減少や高齢化が進んでいる。農地を集約化し、経営の効率化が実現できるような経営能力をもった企業による農業参入を図ったり、若年層の新規就農者の育成が必要である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 1 ha |
| 活動計画 | 年間を通じて農業委員、農地利用最適化推進委員及び地域農業者から情報収集を行い、連携して就農推進活動を実施する。なお、新規就農希望者の多くは家族後継者であるが、その後継者不足も顕著であるため、後継者の確保を目的に、補助の対象となっていない者に対する就農支援についての配慮も検討する時期にある。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|---------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (平成30年12月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 2,526 ha | 367 ha | 14.5 % |
| 課 題 | 本市は中山間地域で傾斜地の農地が多く、加えて耕作者の高齢化に伴い歯止めの利かない遊休農地拡大が進行し、その対策に苦慮している。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|---------|---|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 22.0 ha | | |
| | 目標設定の考え方:前年度比マイナス6%を目標に定め、農地利用最適化推進委員会を中心に農地の利用状況調査を実施する。農家の意向を踏まえ、担い手への貸し付けや農地中間管理機構への貸し付けを積極的に推進する。 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 23 人 | 6月～8月 | 8月～9月 |
| | 調査方法 | 1 市内全域を調査区域として道路からの目視による巡回調査を実施。 2 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に内容を記録する。 3 調査区域を23地区に区分し、担当委員と事務局により現地確認、農地地図、航空写真等により詳しく調査を実施する。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 10月～11月 | 12月～2月 | |
| その他 | (特記なし) | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|--|-----------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 1,210 ha | 0 ha |
| 課 題 | 農地法の理解不足等により、申請時点で既に一部工事に着手している事例があるため、今後、より一層の啓発活動を行う必要がある。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|---------|---|
| 活 動 計 画 | 年間を通じて農業委員、農地利用最適化推進委員会による農地パトロールを実施し、違反転用があれば指導を行う等、日常活動の中で早期発見・未然防止に努める。昨年度の活動において、新規の違反転用は無かったが、過去に許可を得ずに転用した事案が見られた。申請手続がわずらわしい等の理由から農地法違反の状態が続いているものが多いため、手続きの負担軽減を図るため事務局が積極的に支援を行っていく。 |
|---------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入